

平成 31 年度税制改正要望（地方創生関連）

●地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長 [拡充・延長]

概要

地方創生を推進し、企業から地方公共団体への寄附を安定的かつ継続的に確保するため、税制措置の拡充・延長等を図る。

要望内容

本制度の一層の活用促進を図るため、寄附払込時期の弾力化など徹底した運用改善を実施するとともに、税額控除の特例措置の 5 年間（平成 36 年度まで）の延長及び特定の寄附に係る税額控除割合の引き上げを図る。

<内閣官房と共同要望>

●地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充 [拡充]

概要

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、税制措置の拡充等を図る。

要望内容

東京一極集中是正の加速化に向けて、中枢中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討する。

●都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長等 [延長・拡充]

概要

都市再生緊急整備地域等において、国土交通大臣の認定を受けた大規模で優良な民間都市開発プロジェクト（認定民間都市再生事業）に係る特例措置の延長等を行う。

要望内容

認定民間都市再生事業に係る特例措置の 2 年間延長等を行う。

<国土交通省と共同要望>（内閣府は従要望）

参考資料

〔平成31年度税制改正要望〕

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

平成30年9月

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長

企業版ふるさと納税の一層の活用促進を図るため、企業や地方公共団体からの意見等を踏まえ、徹底した運用改善及び制度の拡充・延長を要望する。

1. 運用改善

- 寄附払込時期の弾力化
 - ・ 事業費確定前の寄附の受領を認める。
- 基金への積立要件の緩和
 - ・ 各年度において、寄附額を基金積立額の5割以下とする要件を撤廃する。
- 地方創生関係交付金と併用した場合のインセンティブ付与
- 地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化

※ 上記のほか、申請時における寄附企業確保の要件の廃止、経済的利益の供与に当たらない具体例の明確化、地域再生計画の作成支援等を行う。

2. 制度の延長・拡充

税額控除の特例措置の5年間（平成36年度まで）の延長及び特定の寄附に係る税額控除割合の引き上げを図る。

※ 今後、次期総合戦略の策定等を見据え、改正のタイミングを含めて具体的に検討。

【現行制度】



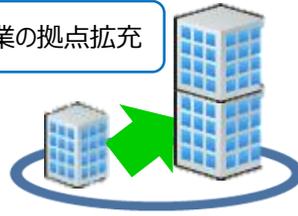
企業の地方拠点強化に係る措置(平成31年度税制改正要望)

適用期限:平成31年度まで

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の強化を支援

地方の企業の拠点拡充



移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り

東京一極集中の是正
地方移転の促進



地域再生計画(都道府県作成→国認定)

支援対象外地域:東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等

支援対象外地域:東京圏の既成市街地等

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(事業者作成→知事認定)

オフィス減税

建物の取得価額に対し税額控除4%又は特別償却15%

建物の取得価額に対し税額控除7%又は特別償却25%

雇用促進税制

増加雇用者1人当たり最大60万円を税額控除

増加雇用者1人当たり最大90万円*を税額控除

*近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合は最大80万円

要望内容

東京一極集中是正の加速化に向けて、中枢中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討する。

都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長等

(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

都市再生緊急整備地域等において、国土交通大臣の認定を受けた大規模※で優良な民間都市開発プロジェクト(認定民間都市再生事業)に係る特例措置の延長(2年間)等を行う。

※事業区域面積 原則1ha以上

施策の背景・効果

東京オリンピック・パラリンピックで世界から注目が集まることを契機に我が国の都市の国際競争力を一段と強化し、その後懸念される景気の停滞・落ち込みを軽減し、地方の活性化をさらに推進するため、引き続き民間都市再生事業に対して都市再生促進税制による支援が必要

政府方針の位置付け

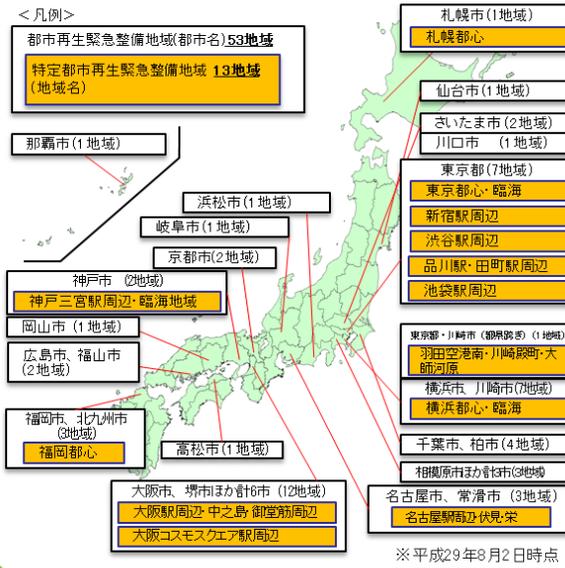
未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)

2. 次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築等インフラ管理の高度化
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - ii) 交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上
 - ・近未来技術の社会実装やスーパー・メガリージョンの効果を引き出す都市再生プロジェクトを進める。

経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

- 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組
6. 地方創生の推進
 - (3) まちづくりとまちの活性化
 - ・近未来技術の社会実装やスーパー・メガリージョンの効果を引き出す都市再生プロジェクトを進める。

都市再生緊急整備地域一覧



民間都市再生事業の効果

- 【特定都市再生緊急整備地域】 大手町1-1計画
【都市再生緊急整備地域】 高松丸亀商店街民間都市再生事業



- ・高規格オフィスの整備による国際競争力の強化
 - ・非常用発電機等の設置による防災機能の強化
 - ・緑地広場の整備による都市機能の高度化
 - ・商業機能・住環境の再生による定住人口の増加
 - ・地域に根付く複合施設・文化交流施設の導入による中心市街地の空洞化の防止
- ※写真は事業者より提供

要望の概要

創設年度：平成15年(平成23年)

○認定民間都市再生事業の施行に伴い取得する建築物等について、以下の特例を講じる。※()内は特定都市再生緊急整備地域内の場合

- 特例措置の内容**
- 【**所得税・法人税**】 5年間3割増償却(5割増償却)
 - 【**登録免許税**】 建物の保存登記：0.4%→0.35%(0.2%)

- 【**不動産取得税**】 課税標準1/5控除(1/2控除)
(上記を参酌基準とし、1/10~3/10(2/5~3/5)の範囲内で都道府県の条例で定める割合を控除)
- 【**固定資産税・都市計画税**】 課税標準を5年間3/5に軽減(1/2に軽減)
(上記を参酌基準とし、1/2~7/10(2/5~3/5)の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減)

要望 現行の措置を2年間(平成31年4月1日~平成33年3月31日)延長する。

○「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」(※)を踏まえ、所要の支援施策を講じる。